

土地賃貸借契約書（案）

賃貸人高知市（以下「甲」という。）と、賃借人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲が乙に貸し付ける物件（以下「本件物件」という。）及び用途は、次に定めるとおりとする。

所在	施設名	面積	用途
高知市*****	*****	*. *㎡	自動販売機及び使用済容器回収ボックス等を設置し、商品の販売を行うこと

2 乙は、令和7年10月9日付け7ス振第436号公告（以下「本件公告」という。）に定める義務を履行しなければならない。

（貸付期間）

第2条 本件物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（貸付料）

第3条 本件契約の貸付料は、金*, ***, **円とし、年額 金*, ***, **円とする。

2 乙は、前項の貸付料を、次に定めるところに従って、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

区分	貸付料	支払期限
令和8年度分(令和8年4月1日～令和9年3月31日)	金***, **円	令和8年4月30日
令和9年度分(令和9年4月1日～令和10年3月31日)	金***, **円	令和9年4月30日
令和10年度分(令和10年4月1日～令和11年3月31日)	金***, **円	令和10年5月1日
令和11年度分(令和11年4月1日～令和12年3月31日)	金***, **円	令和11年5月1日
令和12年度分(令和12年4月1日～令和13年3月31日)	金***, **円	令和12年4月30日

（遅延利息）

第4条 乙は、前条の支払期限までに貸付料を支払わないときは、支払期限の翌日から支払い日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知

書により支払わなければならない。この場合の計算方法は、日割計算とする。ただし、1円未満は切り捨てるものとする。

(貸付料の減免)

第5条 乙は、本物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(善管注意義務等)

第6条 乙は、本件物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、本件物件の使用に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、自らの責任において処理解決にあたらなければならない。

(契約保証金)

第7条 乙は、本件契約時において契約保証金として金***,***円を甲が発行する納入通知書により支払わなければならない。

2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 貸付期間の満了、第18条の規定による契約の解約又は第19条の規定による契約の解除の場合において、貸付料の未払、損害賠償その他乙が甲に対して負担すべき債務（以下「債務」という。）があるときは、甲は、契約保証金を当該債務の額に充当した上で、その残額を乙に返還するものとする。

4 契約保証金を前項の債務の額に充当した場合において、なお債務があるときは、甲は、乙に対し当該債務の額を請求することができる。

5 第1項の保証金には利息を付さない。

6 乙は、第1項の保証金をもって乙の甲に対する債務との相殺を主張することはできない。

(転貸の禁止等)

第8条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 本件物件を転貸し、又は本件物件の賃借権を譲渡しないこと。

(2) 本件物件の形質を変更しないこと。

(3) 本件物件を第1条の用途以外に使用しないこと。

(経費の負担)

第9条 乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者、管理者等と協議のうえ、自らの負担により行わなければならない。

(使用状況の変更)

第10条 乙は、本件物件に係る土地上に新たに工作物等を設置し、又は工作物等の増設、撤去等を行おうとするとき及び本件建物に造作等の工事を行おうとするときは、あらかじめ書面による甲

の承認を受けなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 11 条 乙は、本件物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(担保責任等)

第 12 条 甲は、本件物件を現状有姿で貸し付けるものとし、乙は、契約締結後に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 甲は、本件物件が滅失又は毀損その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、貸付料を減額するものとする。ただし、それにより乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は契約を解除することができるものとし、乙は、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

3 前項において、それが乙の責めに帰する事由によるときは、貸付料は減額しないものとし、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(届出事項)

第 13 条 乙は、次の各号に掲げる事項の変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(1) 乙の所在地（住所地）、名称等重要事項について変更があったとき。

(2) 本件物件の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるとき。

(3) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、又はこれを自ら申し立てたとき。

(調査協力義務)

第 14 条 甲は、本件物件について随時その使用状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提供を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(暴力団の排除措置)

第 15 条 乙は、本件物件を高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 4 条各号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）の活動の用に供してはならない。

(暴力団による不当要求行為)

第 16 条 乙は、契約の履行に当たって暴力団排除規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第17条 乙は、関係法令（高知市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

(契約の解約)

第18条 乙は、自己の都合により本件契約を解約するときは、解約しようとする日の1か月前までに甲に対し書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による契約の解約に伴い、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで、本件契約を解除することができる。

(1) 乙が、本件契約及び本件公告に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、排除措置対象者と認めるとき。

(3) 乙が、銀行取引の停止又は差押え、解散、破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立てをしたとき、若しくは受けたとき。

(4) 甲又は国若しくは他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件物件を必要とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約解除に係る正当な事由が生じたとき。

2 前項第1号から第3号まで又は第5号の規定により本件契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしても、甲はその責めを負わない。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定により本件契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第20条 乙は、貸付期間が満了した場合、第18条の規定により契約を解約した場合又は前条の規定により契約を解除された場合は、乙の負担で、直ちに本件物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 貸付期間の満了日又は甲が定める期日までに本件物件を返還しなかった場合、乙は、本件物件を原状回復した状態にして甲に返還した日までの期間について、年額貸付料に基づき年365日による日割り計算又は閏年においては年366日による日割計算により算出した額の2倍に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(貸付料の返還)

第21条 本件契約が、契約期間中に解約された場合において、その原因が第19条第1項第4号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して返還し

ない。

(契約の費用)

第22条 本件契約の締結に要する費用は、乙が負担する。

(信義誠実の義務)

第23条 甲、乙は、信義に従い、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(協議)

第24条 本件契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、高知市契約規則その他関係法令の定めるところによるものとし、そのほかは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第25条 本件契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本件契約を締結するため、本書2通を作成し、甲、乙の記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 高知市
代表者 高知市長 桑名龍吾

乙 (所在地)
(法人等名)
(代表者職名) (代表者氏名)

建物賃貸借契約書（案）

賃貸人高知市（以下「甲」という。）と、賃借人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により建物の賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲が乙に貸し付ける物件（以下「本件物件」という。）及び用途は、次に定めるとおりとする。

所在	施設名	面積	用途
高知市*****	*****	*.m ²	自動販売機及び使用済容器回収ボックス等を設置し、商品の販売を行うこと

2 乙は、令和7年10月9日付け7ス振第436号公告（以下「本件公告」という。）に定める義務を履行しなければならない。

（貸付期間）

第2条 本件物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（貸付料）

第3条 本件契約の貸付料は、金*, ***, **円（うち消費税及び地方消費税の額**, **円）とし、年額 金*, ***, **円（うち消費税及び地方消費税の額**, **円）とする。

2 乙は、前項の貸付料を、次に定めるところに従って、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

区分	貸付料	支払期限
令和8年度分(令和8年4月1日～令和9年3月31日)	金***, **円	令和8年4月30日
令和9年度分(令和9年4月1日～令和10年3月31日)	金***, **円	令和9年4月30日
令和10年度分(令和10年4月1日～令和11年3月31日)	金***, **円	令和10年5月1日
令和11年度分(令和11年4月1日～令和12年3月31日)	金***, **円	令和11年5月1日
令和12年度分(令和12年4月1日～令和13年3月31日)	金***, **円	令和12年4月30日

（遅延利息）

第4条 乙は、前条の支払期限までに貸付料を支払わないときは、支払期限の翌日から支払い日

までの日数に応じ、年 14.6 パーセントの割合で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により支払わなければならない。この場合の計算方法は、日割計算とする。ただし、1 円未満は切り捨てるものとする。

(貸付料の減免)

第5条 乙は、本件物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(善管注意義務等)

第6条 乙は、本件物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、本件物件の使用に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、自らの責任において処理解決にあたらなければならない。

(契約保証金)

第7条 乙は、本件契約時において契約保証金として金***, ***円を甲が発行する納入通知書により支払わなければならない。

2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 貸付期間の満了、第 18 条の規定による契約の解約又は第 19 条の規定による契約の解除の場合において、貸付料の未払、損害賠償その他乙が甲に対して負担すべき債務（以下「債務」という。）があるときは、甲は、契約保証金を当該債務の額に充当した上で、その残額を乙に返還するものとする。

4 契約保証金を前項の債務の額に充当した場合において、なお債務があるときは、甲は、乙に対し当該債務の額を請求することができる。

5 第 1 項の保証金には利息を付さない。

6 乙は、第 1 項の保証金をもって乙の甲に対する債務との相殺を主張することはできない。

(転貸の禁止等)

第8条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 本件物件を転貸し、又は本件物件の賃借権を譲渡しないこと。

(2) 本件物件の形質を変更しないこと。

(3) 本件物件を第 1 条の用途以外に使用しないこと。

(経費の負担)

第9条 乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者、管理者等と協議のうえ、自らの負担により行わなければならない。

(使用状況の変更)

第10条 乙は、本件物件に係る土地上に新たに工作物等を設置し、又は工作物等の増設、撤去等を

行おうとするとき及び本件建物に造作等の工事を行おうとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を受けなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 11 条 乙は、本件物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(担保責任等)

第 12 条 甲は、本件物件を現状有姿で貸し付けるものとし、乙は、契約締結後に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 甲は、本件物件が滅失又は毀損その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、貸付料を減額するものとする。ただし、それにより乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は契約を解除することができるものとし、乙は、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

3 前項において、それが乙の責めに帰する事由によるときは、貸付料は減額しないものとし、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(届出事項)

第 13 条 乙は、次の各号に掲げる事項の変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

- (1) 乙の所在地（住所地）、名称等重要事項について変更があったとき。
- (2) 本件物件の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるとき。
- (3) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、又はこれを自ら申し立てたとき。

(調査協力義務)

第 14 条 甲は、本件物件について随時その使用状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提供を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(暴力団の排除措置)

第 15 条 乙は、本件物件を高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 4 条各号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）の活動の用に供してはならない。

(暴力団による不当要求行為)

第 16 条 乙は、契約の履行に当たって暴力団排除規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署

に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第17条 乙は、関係法令（高知市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

(契約の解約)

第18条 乙は、自己の都合により本件契約を解約するときは、解約しようとする日の1か月前までに甲に対し書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による契約の解約に伴い、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで、本件契約を解除することができる。

(1) 乙が、本件契約及び本件公告に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、排除措置対象者と認めるとき。

(3) 乙が、銀行取引の停止又は差押え、解散、破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立てをしたとき、若しくは受けたとき。

(4) 甲又は国若しくは他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件物件を必要とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約解除に係る正当な事由が生じたとき。

2 前項第1号から第3号まで又は第5号の規定により本件契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしても、甲はその責めを負わない。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定により本件契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第20条 乙は、貸付期間が満了した場合、第18条の規定により契約を解約した場合又は前条の規定により契約を解除された場合は、乙の負担で、直ちに本件物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 貸付期間の満了日又は甲が定める期日までに本件物件を返還しなかった場合、乙は、本件物件を原状回復した状態にして甲に返還した日までの期間について、年額貸付料に基づき年365日による日割り計算又は閏年においては年366日による日割計算により算出した額の2倍に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、1円未満の端数は切り捨てるものとする。

(損害賠償責任)

第21条 乙は、乙又はその使用人の過失によって建物に損害を与えた場合は、その状況により損害賠償の責めを負うものとし、建物を焼失したときは、契約保証金の返還請求権及び賃借権

を失うものとする。

(貸付料の返還)

第22条 本件契約が、契約期間中に解約された場合において、その原因が第19条第1項第4号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合のほかは、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して返還しない。

(契約の費用)

第23条 本件契約の締結に要する費用は、乙が負担する。

(信義誠実の義務)

第24条 甲、乙は、信義に従い、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(協議)

第25条 本件契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、高知市契約規則その他関係法令の定めるところによるものとし、そのほかは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第26条 本件契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本件契約を締結するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 高知市
代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

乙 (所在地)
(法人等名)
(代表者職名) (代表者氏名)

不動産賃貸借契約書（案）

賃貸人高知市（以下「甲」という。）と、賃借人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により不動産の賃貸借契約（以下「本件契約」という。）を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲が乙に貸し付ける物件（以下「本件物件」という。）及び用途は、次に定めるとおりとする。

所在	施設名	面積	用途
高知市*****	*****	*. *m ²	自動販売機及び使用済容器回収ボックス等を設置し、商品の販売を行うこと

2 乙は、令和7年10月9日付け7ス振第436号公告（以下「本件公告」という。）に定める義務を履行しなければならない。

（貸付期間）

第2条 本件物件の貸付期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（貸付料）

第3条 本件契約の貸付料は、金*, ***, ***円（うち消費税及び地方消費税の額**, ***円）とし、年額 金*, ***, ***円（うち消費税及び地方消費税の額**, ***円）とする。

2 乙は、前項の貸付料を、次に定めるところに従って、甲の発行する納入通知書により、甲に支払わなければならない。

区分	貸付料	支払期限
令和8年度分(令和8年4月1日～令和9年3月31日)	金***, ***円	令和8年4月30日
令和9年度分(令和9年4月1日～令和10年3月31日)	金***, ***円	令和9年4月30日
令和10年度分(令和10年4月1日～令和11年3月31日)	金***, ***円	令和10年5月1日
令和11年度分(令和11年4月1日～令和12年3月31日)	金***, ***円	令和11年5月1日
令和12年度分(令和12年4月1日～令和13年3月31日)	金***, ***円	令和12年4月30日

（遅延利息）

第4条 乙は、前条の支払期限までに貸付料を支払わないときは、支払期限の翌日から支払い日までの日数に応じ、年14.6パーセントの割合で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知

書により支払わなければならない。この場合の計算方法は、日割計算とする。ただし、1円未満は切り捨てるものとする。

(貸付料の減免)

第5条 乙は、本件物件が乙の責めに帰することのできない事由により滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損した部分につき、甲の承認した割合に応じて貸付料の減免を請求することができる。

(善管注意義務等)

第6条 乙は、本件物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

2 乙は、本件物件の使用に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、自らの責任において処理解決にあたらなければならない。

(契約保証金)

第7条 乙は、本件契約時において契約保証金として金***,***円を甲が発行する納入通知書により支払わなければならない。

2 前項に定める契約保証金は、損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 貸付期間の満了、第18条の規定による契約の解約又は第19条の規定による契約の解除の場合において、貸付料の未払、損害賠償その他乙が甲に対して負担すべき債務（以下「債務」という。）があるときは、甲は、契約保証金を当該債務の額に充当した上で、その残額を乙に返還するものとする。

4 契約保証金を前項の債務の額に充当した場合において、なお債務があるときは、甲は、乙に対し当該債務の額を請求することができる。

5 第1項の保証金には利息を付さない。

6 乙は、第1項の保証金をもって乙の甲に対する債務との相殺を主張することはできない。

(転貸の禁止等)

第8条 乙は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

(1) 本件物件を転貸し、又は本件物件の賃借権を譲渡しないこと。

(2) 本件物件の形質を変更しないこと。

(3) 本件物件を第1条の用途以外に使用しないこと。

(経費の負担)

第9条 乙は、上下水道、電気、ガス、電話等の供給を受けるときは、各々の供給者、管理者等と協議のうえ、自らの負担により行わなければならない。

(使用状況の変更)

第10条 乙は、本件物件に係る土地上に新たに工作物等を設置し、又は工作物等の増設、撤去等を行おうとするとき及び本件建物に造作等の工事を行おうとするときは、あらかじめ書面による甲の承認を受けなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 11 条 乙は、本件物件に投じた有益費又は必要費があっても、これを甲に請求しないものとする。

(担保責任等)

第 12 条 甲は、本件物件を現状有姿で貸し付けるものとし、乙は、契約締結後に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない事実のあることを発見しても貸付料の減額又は損害賠償の請求をすることができないものとする。

2 甲は、本件物件が滅失又は毀損その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、貸付料を減額するものとする。ただし、それにより乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は契約を解除することができるものとし、乙は、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

3 前項において、それが乙の責めに帰する事由によるときは、貸付料は減額しないものとし、乙の負担において原状に回復しなければならない。

(届出事項)

第 13 条 乙は、次の各号に掲げる事項の変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

- (1) 乙の所在地（住所地）、名称等重要事項について変更があったとき。
- (2) 本件物件の現状に変更があるとき又は変更のおそれがあるとき。
- (3) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立てを受け、又はこれを自ら申し立てたとき。

(調査協力義務)

第 14 条 甲は、本件物件について随時その使用状況を実地に調査し、乙に対して必要な報告又は資料の提供を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ又は報告若しくは資料の提供を怠ってはならない。

(暴力団の排除措置)

第 15 条 乙は、本件物件を高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号。以下「暴力団排除規則」という。）第 4 条各号に規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）の活動の用に供してはならない。

(暴力団による不当要求行為)

第 16 条 乙は、契約の履行に当たって暴力団排除規則第 2 条第 2 項第 5 号に規定する暴力団員等による不当要求行為を受けたときは、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(法令等の遵守)

第 17 条 乙は、関係法令（高知市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

(契約の解約)

第 18 条 乙は、自己の都合により本件契約を解約するときは、解約しようとする日の 1 か月前までに甲に対し書面により通知しなければならない。

2 前項の規定による契約の解約に伴い、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないで、本件契約を解除することができる。

(1) 乙が、本件契約及び本件公告に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、排除措置対象者と認めるとき。

(3) 乙が、銀行取引の停止又は差押え、解散、破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立てをしたとき、若しくは受けたとき。

(4) 甲又は国若しくは他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため本件物件を必要とするとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約解除に係る正当な事由が生じたとき。

2 前項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号の規定により本件契約を解除した場合において、乙に損害を及ぼしても、甲はその責めを負わない。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号まで又は第 5 号の規定により本件契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(原状回復)

第 20 条 乙は、貸付期間が満了した場合、第 18 条の規定により契約を解約した場合又は前条の規定により契約を解除された場合は、乙の負担で、直ちに本件物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を受けたときは、この限りでない。

2 貸付期間の満了日又は甲が定める期日までに本件物件を返還しなかった場合、乙は、本件物件を原状回復した状態にして甲に返還した日までの期間について、年額貸付料に基づき年 365 日による日割り計算又は閏年においては年 366 日による日割計算により算出した額の 2 倍に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(損害賠償責任)

第 21 条 乙は、乙又はその使用人の過失によって建物に損害を与えた場合は、その状況により損害賠償の責めを負うものとし、建物を焼失したときは、契約保証金の返還請求権及び賃借権を失うものとする。

(貸付料の返還)

第 22 条 本件契約が、契約期間中に解約された場合において、その原因が第 19 条第 1 項第 4 号によるときその他乙の責めに帰することができない事由によるものであると甲が認めた場合

のほかに、既納の貸付料のうち未経過期間に係る部分について、甲はこれを乙に対して返還しない。

(契約の費用)

第23条 本件契約の締結に要する費用は、乙が負担する。

(信義誠実の義務)

第24条 甲、乙は、信義に従い、誠実に本件契約を履行しなければならない。

(協議)

第25条 本件契約の履行に当たって疑義が生じた場合は、高知市契約規則その他関係法令の定めるところによるものとし、そのほかは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(裁判管轄)

第26条 本件契約に関する調停又は訴訟の裁判管轄は、甲の所在地を管轄する裁判所とする。

本件契約を締結するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 高知市
代表者 高知市長 桑 名 龍 吾

乙 (所在地)
(法人等名)
(代表者職名) (代表者氏名)